

平成29年田原本町議会第4回定例会

平成29年12月5日

(第1日)

田 原 本 町 議 会

平成29年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成29年12月5日

午前10時01分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番 梶木裕文君	2番 山田英二君
3番 寺田元昭君	4番 村上清司君
5番 牟田和正君	6番 森井基容君
7番 安田喜代一君	8番 古立憲昭君
9番 西川六男君	10番 竹邑利文君
11番 吉田容工君	12番 植田昌孝君
13番 松本美也子君	

1, 欠席議員 (1名)

14番 小走善秀君

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 局長補佐 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町長 森章浩君	町長公室長 植田知孝君
総務部長 持田尚顕君	住民福祉部長 中屋敷晃弘君
産業建設部長 森博康君	上下水道部長 谷口定幸君
総務課長 森里義則君	監査委員 井上喜一君

教 育 長 植 島 幹 雄 君 教 育 部 長 竹 島 基 量 君
会 計 管 理 者 三 浦 明 君 農 業 委 員 会 中 井 良 司 君
事 務 局 長

平成29年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月5日（火曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○休 憩（日程の説明）

○現金出納検査の結果報告

○議 第72号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同 第6号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同 第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○同 第8号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- ・提案理由の説明
- ・採決

○発議第9号 精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

- 報 第20号 平成28年度田原本町健全化判断比率の報告
 - 報 第21号 平成28年度田原本町資金不足比率の報告
 - 議案の一括上程（議第59号より議第71号までの13議案について）
 - 町長より提案理由の説明
 - 上程議案の委員会付託について
 - 散 会
-

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時01分 開会

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより平成29年田原本町議会第4回定例会を開会いたします。

町長招集挨拶

○議長（植田昌孝君） 町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町政発展のために多大なご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げます。

また、師走を迎え寒さも加わり、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたこと、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、10月22日から23日未明にかけて台風21号により奈良県内では被害があり、本町でも床上・床下浸水するなどが発生いたしました。被害に遭われた方には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

近年、各地において、短時間によるゲリラ豪雨など異常気象となっているところであり、防災体制の見直しなど実施しながら、今後も住民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

それでは、今期定例会におきまして、2件の報告事項及び17議案の重要案件につきまして、ご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶と控えさせていただきます。

会期の決定

○議長（植田昌孝君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日までの8日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（植田昌孝君） 続きまして、会議録署名議員について、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。7番、安田議員、8番、古立議員、9番、西川議員、以上3名の方をお願いをいたします。

日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開いたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（植田昌孝君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

(監査委員 井上喜一君 登壇)

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、例月の現金出納検査の結果をご報告いたします。

今回の報告に係る分は、8月25日、9月25日、10月25日及び11月27日にそれぞれ検査を実施したものであります。

その結果、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計に属します7月、8月、9月及び10月のそれぞれ末日現在の出納状況についてであります。町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計額と町の歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、適切に処理されていたことをご報告いたします。

以上でございます。

議第72号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

○議長（植田昌孝君） 続きまして、議第72号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、議第72号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字西代258番地、中川和子氏、昭和32年12月19日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） ただいま町長より説明がありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、議第72号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり中川和子君を推薦することに決しました。

同第6号 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（植田昌孝君） 続きまして、同第6号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、同第6号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、監査委員の任期満了に伴いますもので、御所市大字稲宿11番地、米田隆史氏、昭和27年3月14日生まれを適任者として選任いたしたく、地方自治法

第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） ただいま町長より説明のありました監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、米田隆史君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、同第6号、監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、米田隆史君に同意することに決しました。

同第7号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（植田昌孝君） 続きまして、同第7号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、同第7号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字阪手284番地、森岡康憲氏、昭和23年9月2日生まれを適任者として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、森岡康憲君に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ご異議なしと認めます。よって、同第7号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、森岡康憲君に同意することに決しました。

同第8号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長(植田昌孝君) 続きまして、同第8号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長(森 章浩君) 議長のご指名によりまして、同第8号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、教育委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字西竹田10番地、吉川眞司氏、昭和39年4月25日生まれを適任者として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(植田昌孝君) ただいま町長より説明のありました教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、吉川眞司君に同意することにご異議ございませんか。(「議長」と吉田議員呼ぶ)

○議長(植田昌孝君) 11番、吉田議員。

○11番(吉田容工君) 質疑させていただいてよろしいですか。

○議長(植田昌孝君) はい。

○11番(吉田容工君) この件について、確認させていただきたいと思います。

出していただいた資料にも吉川眞司さんは、株式会社吉川ジオテック代表取締役ということで書かれています。株式会社吉川ジオテックさんは、田原本町に指名願いを出されている業者だと思っております。

そこでお伺いしたいのは、田原本町には政治倫理条例という条例がありまして、

町長、副町長、教育長という方と、その奥様を入れて一親等の方が代表をされているものについては、入札等を辞退するべきという条例があります。

吉川さん自体は、教育長ではありません。しかし、教育行政に権限を持たれる教育委員ということは今、提案されていますので、その点では入札とこの吉川さんとの関係はどういうふうに整理をされるのかというところをお伺いしたいです。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 教育委員につきましては、町が発注する事業のうち教育委員会に関するものについては発注できません。それ以外の教育委員会に関係しない事業については問題ございません。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 今の話でしたら、例えば教育長については教育委員会以外の所管のものについてもだめですよなっていますよね。その点では、教育長は常勤で教育委員は非常勤ということはありませんけれども、法律上はそういう分け隔てだと思いますが、実際には、町の行政に関していろんな情報が入手できる可能性もあるんじゃないかなと思うんです。今の話ですと、教育長もいわば教育関係以外のものについてはオーケーなのかなということになりますけれども、その辺はやはり、もともと教育長自体が否定されているということとは、どういう整合性があるのか教えてもらえますか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の第1項で、町長が長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから議会の同意を得て任命する。ただ、これは、教育委員会制度では、教育長として任命いたします。今までは、教育委員として任命した中で、委員の互選により教育長が選任されておりました。今は最初から常勤の教育長、さらに、今までは一般職でしたが、特別職になっております。

教育委員のほうは、ほぼ同じような要件でございますが、教育委員として任命されます。ですから、政治倫理条例のほうでは、教育長は制限を受けるとなっておりますが、教育委員は制限を受けておりませんし、一般的に近隣の市町村、県内にお

いても、その発注に関しては教育委員会に関するもの以外は受けられるというよう
な規定になっております。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） もう一つわかりにくいんですけれども、教育長が全ての入
札はだめですよとなっているところの根拠とどう違うのかなど。根拠は何なのかな
というのがはっきりわからないんですけれども、ただ、教育長は行政全般に影響があ
るのかないのかちょっとわかりませんが、発言権があるのかどうかわかりませんが、
その点ではさほど違いはないような気がするんですけれども。教育長が、保育行政
や、例えば建築、建設行政に口が挟めるのかどうかというのもわかりませんけれ
ども、要するに、町民から疑われるものについては、それはオーケーというよりも、
やはり町から規制をするほうがいいんじゃないかなと思っているんです。やっぱり
疑われることは避けようということじゃないかと思うんです。その点で、あの人は
教育委員をやっているのに入札に参加しているよということになっているんじゃ
ないかと、今、思うんです。

教育関係で、もともとチェックをかけているのかどうかというのでも聞かせていた
だきたいですけれども、教育委員会サイドの工事でもし入札等に参加される場合は
チェックはかかるんですかということと、やはり疑わしいことは避けたほうがいい
んじゃないかという点についてはどうか。この2つをちょっと教えてください。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、教育委員会が所管いたします入札等に関しまして
は、指名競争入札であれば指名はいたしませんし、一般競争入札でしたら入札には
参加できない旨は、委員のほうもご存じでございます。

○議長（植田昌孝君） ほか。

○11番（吉田容工君） いやいや、答えになっていませんよ。疑わしきものに対し
てはやっぱり事前に規制したらどうですかという、今2つ質問したんですよ。こち
らに対してはどういうふうに対応されていますかと、こちらに対してはやはり疑念
を持たれるものについては自粛するというのが普通じゃないですかという質問をし
たんですけれども、それは全く自粛も何もしないということで堂々と入札に参加し
てくださいという態度で臨まれるんですかということですよ。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） ただいまのご質問でございますけれども、ご存じのように、政治倫理条例につきましては、先ほどおっしゃいましたように町長、副町長、教育長、それから各議員の皆さんが対象になる条例でございますので、この条例の制限というのはいかかりません。

ただ、先の定例会で法令遵守推進条例を制定させていただきました。この条例は、職員が対象になっておりまして、これには特別職ということで議会議員を除く特別職の方、非常勤も含めて対象になります。その中で、職員の責務ということで、職員は常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を私的な利益のために用いないこととなっております。

この趣旨に基づいて、委員の方もそのあたりの法令について遵守をしていただきたいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） そういうことでしたら、それこそ自粛していただけますかというお願いをした上で、教育委員になっていただいたらどうですかということになりますよね。全く関係ないことを、そういう質問が来たときには、その都度説明しなければならないことになるでしょう。接点がないことを説明するなんて、なかなか難しいことではないですか。接点があったことをこういうことでしたという説明は簡単ですけども、何もしていないことの説明なんて一番難しい話ですよ。毎回それを全く関係ありませんという説明なんて、大変難しいことをやろうとされているわけですので、そしたら初めから疑われないようにしましょうということで、辞退していただけませんかというのが、今の趣旨に合うんじゃないかなと思いますけれども、どうですか。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） 先ほど申し上げましたように、政治倫理条例の対象にはならないということで、例えば、辞退を強制と言ったらおかしいですけども、辞退していただくとかいう根拠がございませんので、そのように対応させていただきますと思います。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(植田昌孝君) ないようですので、同第8号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(植田昌孝君) 賛成多数と認めます。よって、同意することといたします。

発議第9号 精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

○議長(植田昌孝君) 続きまして、発議第9号、精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書を議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。11番、吉田議員。

(11番 吉田容工君 登壇)

○11番(吉田容工君) それでは、発議第9号、精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

去る9月15日、NPO法人奈良県精神障害者家族会連合会から意見書採択のお願いが届きました。そのとき、竹邑議員から、この内容だったら賛同するよとアドバイスをいただき、提出いたしました。

家族会連合会の依頼書には、アンケート調査の結果が添付されていました。そこには、割引が実施されたら、通院やデイケア、地域活動支援センター利用及び福祉的就労など日常生活に係る交通費の負担が軽くなる。映画や買い物、ハイキングなど日常生活に興味を持つことができる。控えていた人間らしい楽しみや趣味など社会参加の希望が広がる。家族に対する経済的な負い目が幾らかは和らぐ。仲間や家族とせめて1年に1度くらいは遠くへ旅行もしたいという思いが示されていました。

国土交通省は、障害者団体や家族の会、地方自治体からの要請を受けて、この間、何回か各事業者に対し精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引についてという文書を出しておられます。

交通運賃割引は、国の制度ではなく、各事業主体の負担で行われています。身体障害者や知的障害者に対する割引は、ほぼ実施されていますが、精神障害者に対しては、徐々には増えていますが、まだ4割弱しか実施されていません。

この意見書を提出することで、さらに運賃割引を実施するよう国の姿勢を後押しすること、割引を実施する事業者が増えることに繋がると思っています。

議員の皆さん、ぜひ賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（植田昌孝君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、竹邑議員。

（10番 竹邑利文君 登壇）

○10番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして、発議第9号、精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書に賛成討論を行います。

私が吉田議員に提出を求めたもので、議員皆さんの賛同をよろしく頼みます。

現在、ほぼ全ての公共交通機関で身体障害者と知的障害者への運賃割引制度を実施している。ところが、精神障害者への運賃割引制度を実施しているのは、鉄道事業者で5割弱、バス事業者で4割弱、タクシー事業者で約4割にとどまっている。近鉄もまだ実施していない。

精神障害者は、就労が困難で所得水準も低い。社会参加から遠ざかる一方、障害がさらに重度化する可能性もある大変深刻な問題だ。国は、公共交通事業者に対して、せめて身体障害者や知的障害者並みの割引制度を実施するよう指導を強める必要がある。

議員の皆さん、障害のある方も住みやすい国、まちにするためにも、この意見書に賛同をよろしく頼みます。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第9号、精神障害者に公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める

意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（植田昌孝君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

報第20号 平成28年度田原本町健全化判断比率の報告

報第21号 平成28年度田原本町資金不足比率の報告

○議長（植田昌孝君） 続きまして、報第20号、平成28年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第21号、平成28年度田原本町資金不足比率の報告の2議案を一括議題といたします。

町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 森 章浩君 登壇)

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第4回定例会に提出させていただきました議案のうち、報第20号及び報第21号の報告事項について概要の説明を申し上げます。

平成28年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

健全化判断比率の財政4指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であったため該当いたしません。

また、実質公債費比率は6.3%、将来負担比率は36.9%となりました。前年度と比較すると、実質公債費比率は0.3ポイント悪化し、将来負担比率は2.2ポイント改善しております。

これら健全化判断比率の財政4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないので該当せず、これについても経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） ただいまの町長の説明に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

報第20号及び報第21号の2議案については、議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（議第59号より議題71号までの13議案について）

○議長（植田昌孝君） 続きまして、議第59号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第6号）より議第71号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱退についての13議案については、会議規則第37条の規定により、この際、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 議長のご指名によりまして、平成29年田原本町議会第4回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、議第59号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正予算額は4,733万5,000円の増額で、予算総額は129億600万円となります。

補正の内容といたしましては、民生費4,554万1,000円の増額で、障害者総合支援法改正等に伴うシステム改修、実績に基づく更生医療費給付金及び障害児通所給付費の増額、精算に伴う国庫支出金、県支出金の返納金でございます。

教育費179万4,000円の増額は、町立小・中学校の新入生がいる経済的に苦しい世帯に支給している就学援助費補助金の新入学児童生徒学用品費を入学前に支給することから、補助金を増額するものでございます。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金でございます。

債務負担行為の補正につきましては、3年間のふれあいセンター指定管理料で1億1,808万3,000円を、地域子育て支援拠点事業委託料で1,304万1,000円を、一時的保育事業委託料で165万円を、こどもの健康育成事業委託料で264万円を、5年間の唐古・鍵遺跡史跡公園指定管理料で2億1,150万4,000円を、それぞれ限度額と定めるものでございます。

次に、議第60号、平成29年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は2,163万2,000円の増額で、予算総額は39億5,825万7,000円となります。

補正の内容といたしましては、療養給付費等の精算に伴う国庫支出金の返納金でございます。

財源につきましては、繰越金でございます。

次に、議第61号、平成29年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額は72万9,000円の増額で、予算総額は29億6,352万2,000円となります。

補正の内容といたしましては、地域支援事業交付金確定に伴う県補助金の増額並びに介護給付費及び地域支援事業交付金の確定に伴う償還金でございます。

財源につきましては、県支出金、繰越金でございます。

次に、議第62号、田原本町下水道事業の設置等に関する条例につきましては、田原本町下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行させるための条例を制定し、また、それに伴い関係条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第63号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う、非常勤職員に特別の事情がある場合には例外的に2歳に達するまで休業できるよう措置するための改正を行うものでございます。

次に、議第64号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、平成29年人事院及び奈良県人事委員会の勧告等に準じ、本年の官民較差等に基づく給与水準改定等を行うもので、4月1日に遡及して給料表の平均

0. 2%引き上げ、勤勉手当支給率の年間0.1カ月分引き上げなどの改正を行うものでございます。

次に、議第65号、田原本町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例及び田原本町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正により、主に製造業を中心に企業立地を促進し、産業集積の形成を推進してきたものから、非製造業も含め、地域の特性を生かした成長性の高い分野において地域経済を牽引する事業を推進するものとなったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第66号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、学童保育所の開所時間を30分延長し、午後7時までに改正を行うものでございます。

次に、議第67号、田原本町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴う当該条の引用箇所の整備などの改正を行うものでございます。

次に、議第68号、権利の放棄につきましては、田原本町営住宅の家賃を滞納している居所不明者について、債権の回収が困難であるため家賃の支払い請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第69号、指定管理者の指定につきましては、田原本町ふれあいセンターの指定管理者に、奈良県磯城郡田原本町大字阪手336番地の1、社会福祉法人田原本町社会福祉協議会会長大西宏興を指定し、指定の期間を平成30年4月1日から平成33年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第70号、指定管理者の指定につきましては、唐古・鍵遺跡史跡公園の指定管理者に、大阪府枚方市伊加賀寿町1番5号、京阪園芸株式会社代表取締役宮城和光を指定し、指定の期間を平成30年4月1日から平成35年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第71号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱退につきましては、平成32年3月31日をもって当該組合から脱退することについて、地方自治法第286条の2第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案に関しまして説明を申し上げます。何とぞご慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（植田昌孝君） それでは、一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会においておのおの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（植田昌孝君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会におのおの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読させます。

- 議会事務局長（坂本定嗣君） それでは、委員会別付託議案を朗読いたします。

議第59号、平成29年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては総務文教委員会、厚生建設委員会、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会、議第60号、平成29年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議第62号、田原本町下水道事業の設置等に関する条例の3議案につきましては厚生建設委員会、議第63号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び議第64号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の2議案につきましては総務文教委員会、議第65号、田原本町企業立地の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例及び田原本町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきましては総務文教委員会、厚生建設委員会、議第66号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例から議第69号、指定管理者の指定についての4議案につきましては厚生建設委員会、議第70号、指定管理者の指定についてにつきましては唐古鍵遺跡整備検討特別委員会、議第71号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合からの脱退についてにつきましては総務文教委員会、以上でございます。

- 議長（植田昌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

午前10時49分 散会